

国民年金コーナー

◎保険料の追納制度について

保険料の免除や猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし、これらの免除期間などの保険料は、10年以内であれば後から追加で納付(追納)することができます。

この追納制度を利用することで、将来受け取る年金額を増やすことができます。

なお追納を行うには申し込みが必要ですので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

◆追納に関する注意事項

- ・追納は納付書でのみ支払いが可能です。(口座振替・クレジット納付は利用できません)
- ・すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- ・免除などの承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。(平成28年度に追納する場合、平成25年度以前の保険料については加算額が上乗せされます)

◎年金相談についてのお知らせ

年金事務所で予約相談の申し込みが可能です

◆予約相談受付内容

年金相談、年金請求について

◆予約申し込み方法

年金相談のご予約は、相談希望日1カ月前から相談希望日前日まで、お電話または年金相談窓口でお受けしています。またご予約の際には、『基礎年金番号』『相談者氏名』『電話番号』『相談内容』などを確認させていただきます。

◆予約時間帯

平日 午前8時30分から午後4時まで

◆予約申し込み電話番号

郡山年金事務所お客様相談室

024-932-3434(自動音声案内のため、⑨番を押した後、⑤番を押してください)

◆予約の受付時間

平日 午前8時30分から午後5時まで(12月29日から平成29年1月3日までを除く)

※年金相談にお越しの際は、運転免許証、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書など、相談者本人であることを確認できるものをご持参のうえ、予約時間までにお越しいただき総合相談受付にお申し出ください。なお代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。

☎ 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎ 町民生活課 ☎72-6933

